

# 仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画

仙 台 市

平成 26 年 11 月



## 目 次

## I. はじめに

I-1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
I-2. 取組みの経緯	1
I-3. 市行動計画の作成	2
I-4. 市行動計画等の体系	3

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	6
II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	9
II-5. 対策推進のための役割分担	12
II-6. 市行動計画の主要6項目	15
(1) 実施体制	15
(2) サーベイランス・情報収集	16
(3) 情報提供・共有	17
(4) 予防・まん延防止	18
(5) 医療	22
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	24
II-7. 発生段階	25
II-8. 組織体制及び各局区の役割	29

## III. 各段階における対策

## 未発生期

(1) 実施体制	35
(2) サーベイランス・情報収集	36
(3) 情報提供・共有	36
(4) 予防・まん延防止	37
(5) 医療	38
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	40

## 海外発生期

(1) 実施体制	42
(2) サーベイランス・情報収集	43
(3) 情報提供・共有	43
(4) 予防・まん延防止	44
(5) 医療	45
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	47

## 県内未発生期

(1) 実施体制	48
(2) サーベイランス・情報収集	49
(3) 情報提供・共有	50
(4) 予防・まん延防止	51
(5) 医療	52
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	53

**県内発生早期**

(1) 実施体制	55
(2) サーベイランス・情報収集	56
(3) 情報提供・共有	56
(4) 予防・まん延防止	57
(5) 医療	59
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	60

**県内感染期**

(1) 実施体制	62
(2) サーベイランス・情報収集	63
(3) 情報提供・共有	64
(4) 予防・まん延防止	64
(5) 医療	66
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	67

**小康期**

(1) 実施体制	70
(2) サーベイランス・情報収集	71
(3) 情報提供・共有	71
(4) 予防・まん延防止	72
(5) 医療	72
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	72

**IV. 別添**

IV-1. 国内外で人へ鳥インフルエンザの感染が確認された場合等の対策	75
IV-2. 新型インフルエンザ等発生時の初動連絡フロー	79
IV-3. 用語解説	80

# I . はじめに



## I. はじめに

### I-1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、平成 21 年（2009 年）4 月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られたところである。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

そこで、国では、これらが発生した場合に、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定し、平成 25 年（2013 年）4 月から施行した。

この法律は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### I-2. 取組みの経緯

これまで、市町村における新型インフルエンザ対策の計画等については作成の義務付けはなかったが、仙台市では、新型インフルエンザの流行による影響の重大性に鑑み、国及び県の新型インフルエンザ対策行動計画との整合性を図りながら、平成 18 年（2006 年）1 月に本市の新型インフルエンザ対策を検討するにあたっての基本的な方針を示した「仙台市新型インフルエンザ対策に関する基本指針」を作成した。

その後、平成 18 年（2006 年）12 月には、新型インフルエンザの感染拡大後も対象とした対策とするため、専門家からの知見や「仙台市危機管理に関する要綱」の実施に伴う本市の危機管理体制等を反映させ、「仙台市新型インフルエンザへの対応に関する基本指針」（以下「市基本指針」という。）に改訂し、以降、本市の新型インフルエンザ対策の最上位計画としてきたところである。

### I-3. 市行動計画の作成

特措法では、国は新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるものとされ、また、都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとされている。

これを受けて、国は平成 25 年（2013 年）6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を定め、宮城県（以下「県」という。）は平成 26 年（2014 年）3 月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

市町村については、特措法では、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされていることから、この度、仙台市では、現行の対策である市基本指針の全訂版として、県行動計画に基づき、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、実施する措置等について定めた「仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

なお、市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて、適宜適切に変更を行う。

政府行動計画、県行動計画、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

#### 【対象とする新型インフルエンザ等】

- 1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

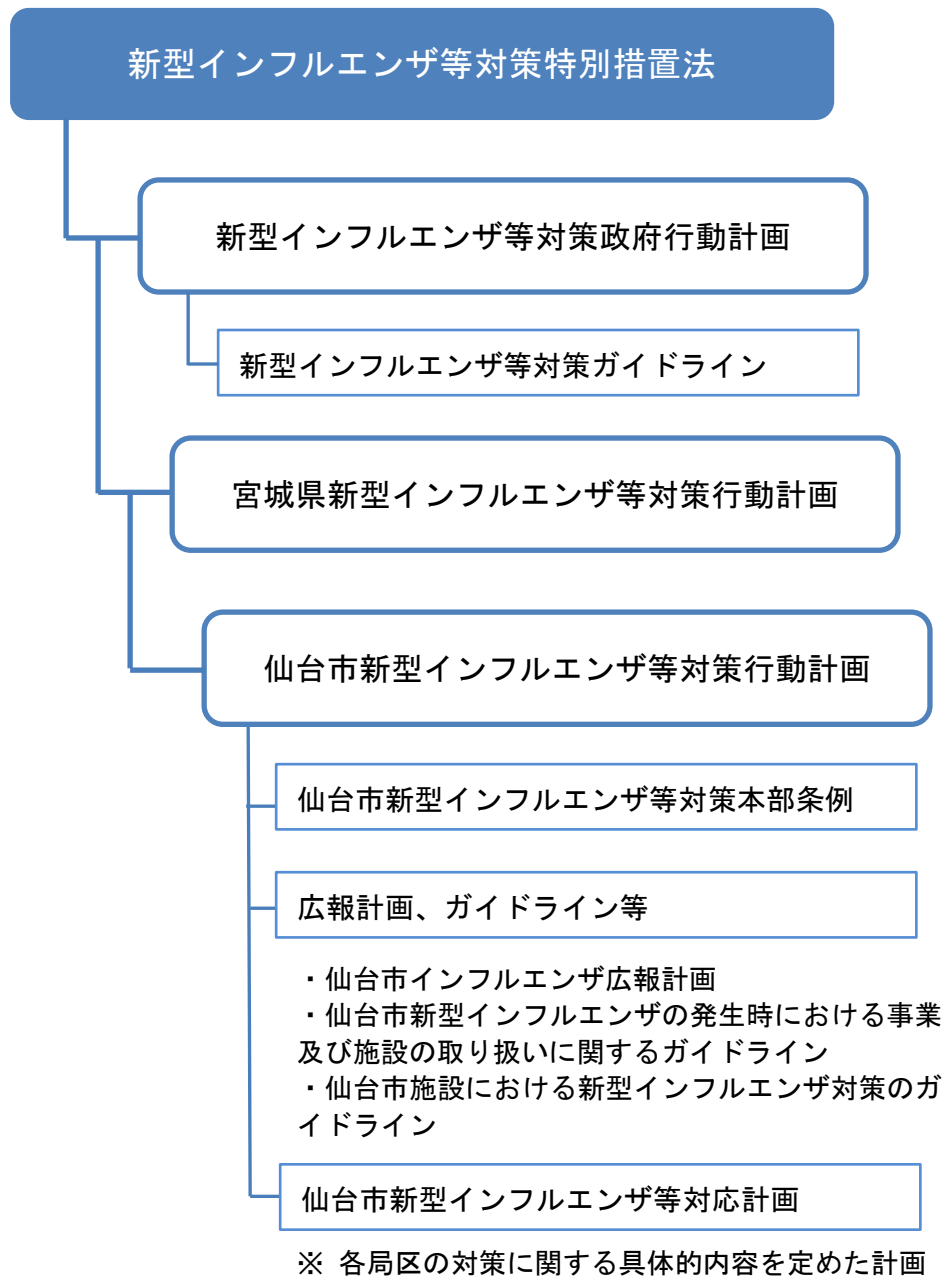
また、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案であることから、国内外で人へ鳥インフルエンザの感染が確認された場合等の対応については、市行動計画として、「IV. 別添 IV-1. 国内外で人へ鳥インフルエンザの感染が確認された場合等の対策」で示す。



I-4. 市行動計画等の体系

仙台市の新型インフルエンザ等対策に係る計画等の体系は、次に示すものとなり、これをもって本市の基本的な枠組みとする。

<仙台市の新型インフルエンザ等対策に係る計画等の体系>



I. はじめに

## Ⅱ. 新型インフルエンザ等の実施に 関する基本的な方針



II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、仙台市も含め我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

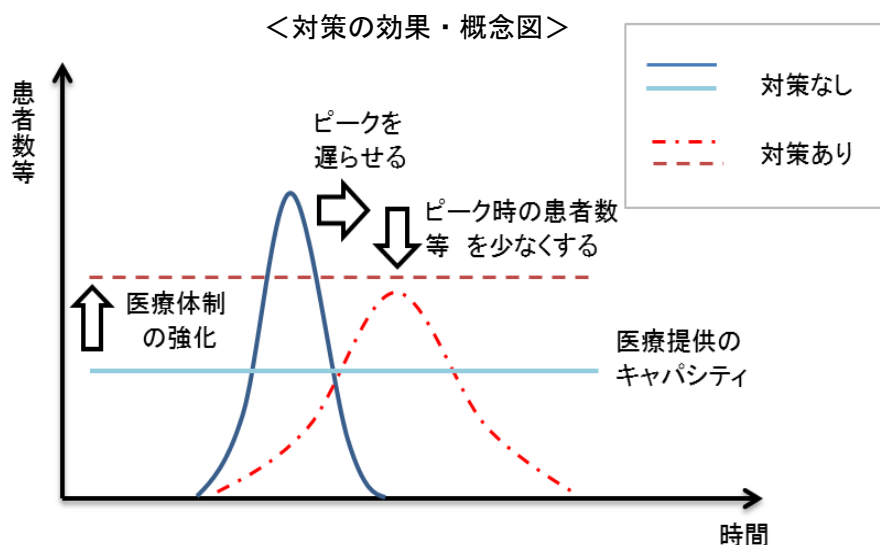
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活や経済全体に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で定める対策の中から、実施すべき対策を決定する。

以上のことから、仙台市における新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 発生前の段階から、市行動計画を踏まえた各局区対応マニュアル等の作成、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や帰国者・接触者外来等の医療体制整備、予防接種（特定接種・住民接種）実施体制の構築、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
- 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、特措法第18条に基づき国が定める基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）により、対策実施のための体制に切り替えるとともに、国内において万全の体制を構築するため、県と連携して国が行う検疫の強化等に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。
- 国内で発生しているが、県内では発生していない段階であっても、病原体の県内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。国内で発生している段階では、市内において万全の体制を構築するため、県外での発生状況を的確に把握し、病原体の市内侵入に備える。
- 県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染症法に基づく濃厚接触者（患者の同居者等）への外出自粛要請やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、学校保健安全法に基づく学校等の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）など、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- 県内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、国や県の動向を踏まえながら強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集しながら対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

- 県内で感染が拡大した段階では、国、県、県内各市町村、事業者等と相互に連携して、医療

の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

- 事態によっては、県内の実情等に応じて、国や県と協議の上、柔軟に対策を講じることができるとし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、濃厚接触者への外出自粛要請、学校等の臨時休業による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、予防接種や抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

従業員のり患等により、一定期間、当該事業者のサービス提供水準が相当程度低下することはやむを得ないものとして許容するよう市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となり、特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

仙台市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、又は発生したときに、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### 1. 基本的人権の尊重

仙台市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

なお、市民の権利と自由に制限を与える場合には、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとしなければならない。

#### 2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるといったものではないことに留意する。

#### 3. 関係機関相互の連携協力の確保

仙台市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）並びに宮城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要がある場合には、県対策本部長に対して要請を行う。

#### 4. 記録の作成・保存

仙台市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。



II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の作成にあたっては、政府行動計画及び県行動計画と同様に、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合が考えられ、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画の作成に際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、国が政府行動計画において一つの例として想定した被害を、人口按分により仙台市の被害として表1のとおり想定した。したがって、新型インフルエンザが発生したからといって、必ず表1の被害者数が発生するというものではないとの留意が必要である。

表1 仙台市の被害想定

		全国	宮城県	仙台市
医療機関を受診する患者数		約 1,300～ 2,500 万人	約 23.8～ 45.8 万人	約 10.9～ 20.9 万人
入院患者上限	重 度	約 200 万人	約 3.7 万人	約 1.68 万人
	中 等 度	約 53 万人	約 1.0 万人	約 0.44 万人
1 日あたり最大入院患者数 (流行発生から 5 週目)	重 度	39.9 万人	0.73 万人	約 0.33 万人
	中 等 度	10.1 万人	0.19 万人	約 0.08 万人
死亡者上限	重 度	約 64 万人	約 1.2 万人	約 0.54 万人
	中 等 度	約 17 万人	約 0.3 万人	約 0.14 万人

※1 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間続くと仮定

※2 入院患者は、医療機関を受診する患者数の上限値である約 2,500 万人を基に推計

※3 重 度：スペインインフルエンザのデータを参考に、致命率を 2.0%として推計  
 中等度：アジアインフルエンザ等のデータを参考に、致命率を 0.53%として推計

※4 新型インフルエンザワクチンや、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の国、県、市の医療体制及び衛生状況等は、一切考慮していない。

- ・ 被害想定について、国では、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

言えないとしており、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとしていることから、仙台市としても国や県の動向に合わせて見直しを行っていく。

- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされた。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施する。このため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

仙台市内の病院における病床数（療養病床は除く）は、表 2 のとおりであり、新型インフルエンザ等が発生した場合における本市の被害想定では、入院患者上限の合計は約 21,000 人であるため、入院患者数は市内の病院の病床数を超えると予測されることから、本市の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることを踏まえて、効率的かつ効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく必要がある。

また、一般病床については、新型インフルエンザ等の発生時にすべてが使用できるものではないということに留意しなければならない。

仙台市の斎場における対応能力については、表 3 のとおりであり、本市の被害想定では、死亡者上限の合計は約 6,800 人であるため、本市の斎場における対応能力を大きく上回る可能性が高く、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、斎場の対応能力を超えることを想定し、一時的に遺体を安置できる施設等を確保しておく必要がある。

表 2 仙台市内の病院における病床数

	一般病床	感染症病床	合計
仙台市	9,189 床	8 床	9,197 床

※1 一般病床数は、厚生労働省の「平成 24 年医療施設調査」より

※2 感染症病床数は、厚生労働省ホームページの「第二種感染症指定医療機関の指定状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）」より

表 3 仙台市の斎場における対応能力

	1 日対応能力
仙台市	48 体

## 2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 国及び県の想定と同様、市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることも見込み、従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

## II-5. 対策推進のための役割分担

### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### 2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

県は、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

#### 【仙台市】

仙台市は、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することが求められるため、対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、仙台市は保健所設置市であることから、感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められるため、県と地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく必要がある。

### 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### 4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### 5. 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

### 6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

### 7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。  
新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## II-6. 市行動計画の主要6項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主な目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び県行動計画に準じて、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて作成している。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがある。そのため、発生段階等に応じた適切な体制で対応する必要があることから、国、県、県内各市町村、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組みを行う。

また、市行動計画の作成等に際しては、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

- ・ 発生前においては、危機管理連絡会議等を通じ、各局区等の連携を確保しながら全庁一体となった対策を推進するための体制等を整備する。
- ・ 発生後は、効果的、効率的な対策の推進のため、適宜適切な実施体制により対応する。
- ・ 国内で国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、国が特措法第32条に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合、仙台市は、必要な措置を講ずる。

上記の実施体制は、発生の状況や実施すべき対策等に応じた以下のいずれかの体制とする。

#### 【危機管理連絡本部会議】（本部長：市長）

新型インフルエンザ等発生前の段階において、市行動計画等の立案、施策の策定、体制整備の検討等を行う。

調整機関として、副市長を部会長とし、危機管理監、総務局長、復興事業局長、財政局長、消防局長及び関係局区長が参加し、施策の実施等に関する具体的事項について調整を行う「危機管理調整会議」と危機管理室長を座長とし、各局区幹事で構成され、議案の事前調整、施策等の周知を行う「幹事会議」がある。

**【仙台市新型インフルエンザ等対策本部】**（本部長：市長）

国が緊急事態宣言をした場合、特措法に基づき、直ちに仙台市新型インフルエンザ等対策本部を設置し必要な措置を行う。

**【危機対策本部】**（本部長：市長）

海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部、県対策本部が設置された場合でも、緊急事態宣言がされるまでは市対策本部の設置を要しないものの、任意の対策本部は設置できるため、新型インフルエンザ等は、いつどこで発生するか予想はできないこと、また、市民に対する情報提供や感染対策の周知などの対策が必要となってくることから、状況に応じて危機対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

初期の段階では、災害情報センター（青葉区役所 4 階）は開設せず、情報収集は危機管理室（危機管理課）及び健康福祉局（感染症対策課）を中心に行うが、各局区においても積極的に情報収集を行とともに、対応マニュアル等に従って行動を開始する。

協議機関として、対策を行うにあたっての重要事項の検討等を行う「本部員会議」と具体的な対策等について検討する「幹事会議」がある。

また、危機対策本部を設置するまでに至らない時点において、本部の設置の必要性等を判断するために関係局区の幹事及び職員を危機管理監が招集し開催する「危機管理連絡会議」がある。

**【危機警戒本部】**（警戒本部長：危機管理監）

危機対策本部を設置するまでに至らない場合は、危機警戒本部を設置し、具体的対策の実施にあたっての調整等を行う。

情報収集は危機管理室（危機管理課）及び健康福祉局（感染症対策課）を中心に行うが、各局区においても積極的に情報収集を行う。

協議機関として、警戒対象部局の関係課長等で構成され、警戒及び対策の実施にあたり開催される「危機連絡会議」がある。

**【警戒体制】**（指示者：危機管理監）

警戒の実施にあたって、危機警戒本部を設置するまでに至らない場合に指示する。

**【情報連絡体制の強化】**（指示者：危機管理監）

情報収集を行う必要はあるが、警戒体制に至らない場合に指示する。（警戒対象部局が関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら危機情報等の収集に努める体制）

**（2）サーベイランス・情報収集**

サーベイランスの目的は、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析し、その結果を効果的な対策に結びつけることである。サーベイランスにより把握された流行の開始時期や



規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用し、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

- ・ 海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られていることから、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。
- ・ 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。
- ・ 未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、新感染症が発生した場合は、国におけるWHO等の国際機関との連携による早期の症例定義や診断方法の確立を受け、県と連携し市内のサーベイランス体制を構築する。
- ・ 国や県が実施している鳥等が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスに係る情報を収集し、共有する。

### (3) 情報提供・共有

#### (ア) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を効果的に推進するためには、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人がそれぞれの役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとる必要があることから、一方向性の情報提供だけでなく、双方向性のコミュニケーション体制の構築に努める。

#### (イ) 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や受け取り方は様々であり、また、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためのインターネットを含めた多様な媒体により、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### (ウ) 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生前であっても、予防対策やまん延の防止に関する情報などについて、市民、医療機関、事業者等に情報提供を行う。こうした適切な情報提供を通し、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策に関し周知を図り、理解してもらうことが、いざ発生したときに市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童、生徒、保護者等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、県や本市の保健衛生部局及び教育局と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが重要である。

**(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有**

**i) 発生時の情報提供について**

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、出来る限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、仙台市から直接市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）等の活用を行う。

また、新形インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

**ii) 市民の情報収集の利便性向上**

市民の情報収集の利便性向上のため、国及び県の情報、仙台市の情報、指定（地方）公共機関の情報などを集約し、総覧できるサイトを必要に応じて開設する。

**(オ) 情報提供体制**

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市対策本部又は危機対策本部等における広報担当部局を中心としたチームを設置し、適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部又は危機対策本部等が調整する。

市対策本部又は危機対策本部等において情報提供を行う際には、必要に応じ、仙台市メディアカル・ネットワーク会議、仙台市医師会、東北大学病院等に意見を求めて協力を得ながら、情報提供を行っていく。

また、提供する情報の内容に応じ、適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

**(4) 予防・まん延防止**

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とする。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策を勧奨するとともに、県内における発生の初期の段階からは、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、学校・保育施設等においては、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学校閉鎖・休校）を適切に行う。

そのほか、海外で発生した際には、水際対策として、国が行う発生国からの入国者で感染のおそれのある者に対する健康監視などに協力する。

(ウ) 予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするよう努める。

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行え

るよう未発生期から接種体制の構築を図る。

**【特定接種の対象者】**

- 1) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 3) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度とされており、国においてこの制度を中心として、特定接種の対象業務が定められる。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得るインフラ事業に関わる事業者、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食糧供給維持等の観点から、食糧製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえた登録事業者、公務員は、政府行動計画に示されている。

特定接種を実施するにあたっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として以下の順が基本とされている。

- 1) 医療関係者
- 2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3) 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- 4) それ以外の事業者

事前に上記のような基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、国において発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに政府対策本部においてその際の社会的状況等を総合的に判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、その備蓄ワクチンを用いるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や、

亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとされている。

### iii) 住民接種

#### iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等の緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による住民に対する予防接種を実施する。

緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を実施する。

#### iii-2) 住民接種の接種体制

個別接種や一斉接種、集団接種又はそれぞれの組み合わせ等により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国・県に協力を要請し、接種体制の構築を図る。

#### 【接種順位の群分類】

住民接種の接種順位については、国において以下の 4 つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることが基本とされた。緊急事態宣言がされている状況においては、柔軟な対応が必要となることから、国が発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

- 1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者・妊婦）
- 2) 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3) 成人・若年者
- 4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

#### 【接種順位における基本的な考え方】

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において接種順位が決定される。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
  - ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
  - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
  - ・ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- 2) 国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
  - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて国の将来を守ることに重点を置く考え方
- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
  - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

### iv) 留意点

「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、国が発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部においてその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し決定する。

### v) 医療関係者に対する要請

特措法第31条第5項の規定に基づき、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう、県に要請する。

## (5) 医療

**(ア) 医療の目的**

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、市域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、市域の医療体制の整備にあたっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

**(イ) 発生前における医療体制の整備**

仙台市は市域を基本的な単位とし、保健所などを中心として、仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会、市域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、東北大学病院等）を含む医療機関、薬局等の関係者からなる仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議などにより、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストの作成、設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

**(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保**

新型インフルエンザ等の県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染症対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県では、感染症病床等の利用計画を事前に策定することとなっている。また、国内での発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国が行うサーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や県内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の医療体制については、一般

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来での診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

緊急事態宣言がされている場合において、市内の医療機関の入院病床等が不足したときには、国と連携し、患者治療のための医療機関における定員超過入院等の措置を行う。

医療分野での対策を推進するためには、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県との連携のほか、医療機関等とのネットワークの活用が重要となる。

### (エ) 医療関係者に対する要請

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者が医療を行うよう県知事に対し要請等を行う。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、指定（地方）公共機関及び登録事業者と密に連携を図り、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。



## II-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

### 1. 発生段階の決定

#### 【国の発生段階】

国全体での発生段階の移行については、WHO の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

#### 【県の発生段階】

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策について、柔軟に対応する必要があることから、県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。

#### 【仙台市の発生段階】

新型インフルエンザ等の特性、交通機関の発達による行動範囲の広域化や感染の速度等を考慮すると、極めて局地的な発生ではなく、ある程度の広い地域で感染が確認されることが考えられること、また、国や県との役割分担の調整、対策の実施に関する効率性などから、原則として県における発生段階と同様とする。

#### ※発生段階の留意事項

国、地方公共団体、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施するが、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。

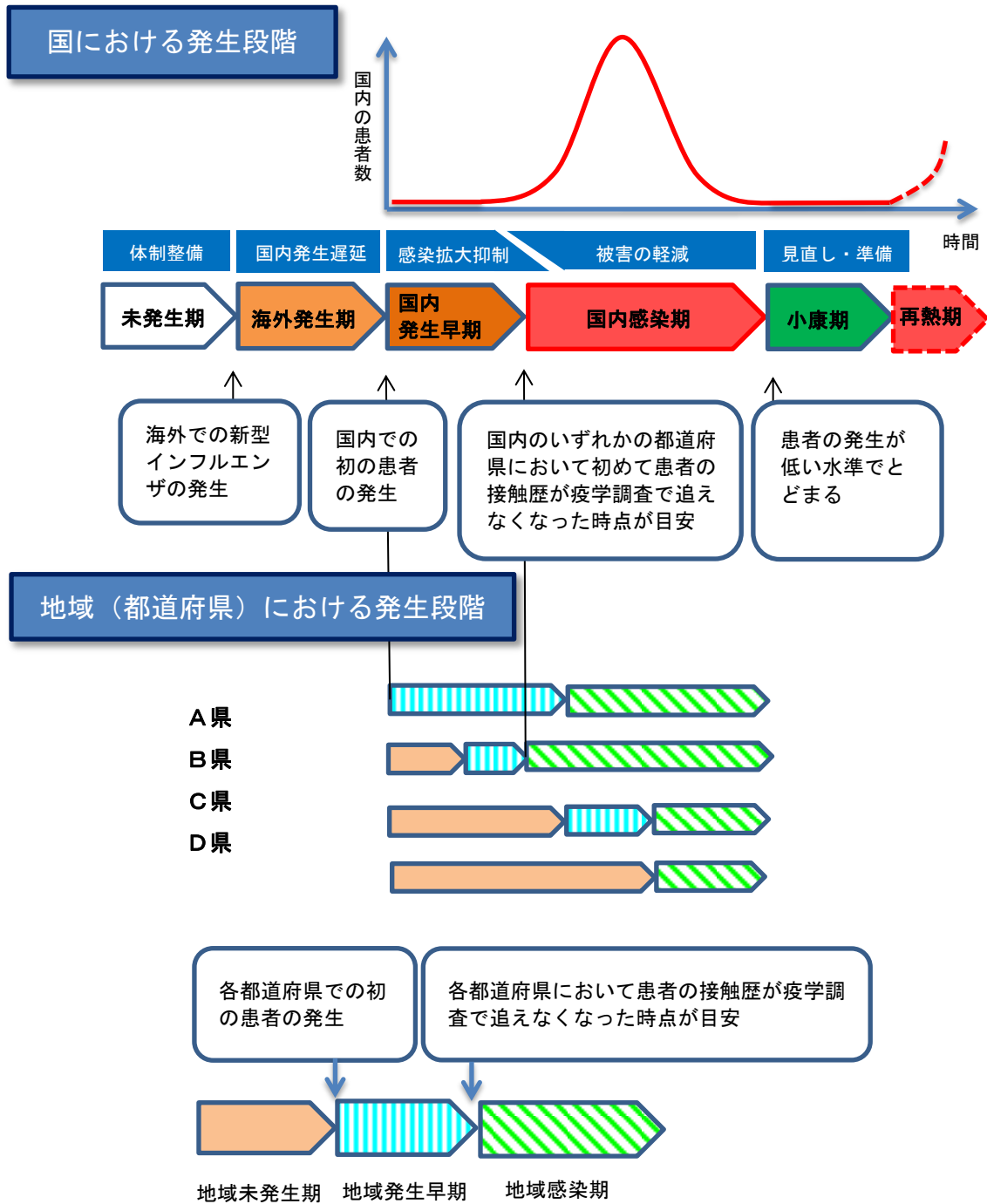
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

＜発生段階と実施体制＞

国の発生段階	仙台市・県の発生段階	状態	実施体制
未発生期	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・海外において、鳥インフルエンザ等が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</li> </ul>	危機管理連絡本部会議 情報連絡体制の強化
海外発生期	海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> </ul>	情報連絡体制の強化 警戒体制 危機警戒本部
国内発生早期	県内未発生期	・国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態	情報連絡体制の強化 警戒体制 危機警戒本部 危機対策本部
	県内発生早期	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	危機警戒本部 危機対策本部
国内感染期	県内感染期	・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しており、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	危機対策本部
小康期	小康期	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	発生状況等に応じ決定

※いずれの発生段階であっても、「緊急事態宣言」がされた場合は特措法に基づく「仙台市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

<参考：国及び地域（都道府県）における発生段階の基本的な考え方>



※ 地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期の移行は、都道府県を単位として判断する。

## 2. 緊急事態宣言

- ・ 特措法第 32 条に基づく緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施しなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保持できず、社会的混乱を招く恐れが生じる事態であることを示すものである。
- ・ 緊急事態宣言においては、国が緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。
- ・ 期間及び区域は基本的対処方針等諮問委員会の意見に基づき設定する。なお、区域は広域的な行政単位である都道府県を基に発生区域の都道府県及び隣接県を指定する。
- ・ 緊急事態宣言中であっても、本市域におけるり患者の発生状況が小康期となり、対策の合理性が認められなくなった場合には、国や県と連携し、緊急事態措置を縮小・中止する。

II-8. 組織体制及び各局区の役割

新型インフルエンザ等対策の対応にあたっては、発生段階、対応内容等に応じた体制により、関係局区が連携、協力し、全庁が一体となり、仙台市における対策を総合的に行う。

なお、特措法に基づく緊急事態宣言がされた場合には、直ちに、仙台市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

1. 組織体制

<仙台市新型インフルエンザ等対策本部>

本部長	市長	
副本部長	副市長	
本部員	(1) 特措法第35条指定 消防局長・教育長 (2) 市長が任命する職員 危機管理監・各局区長・会計管理者・議会事務局長・各事業管理者	
幹事	危機管理室危機管理課長・危機管理室防災都市推進課長・危機管理室減災推進課長・各局主管課長・各区区民生活課長・健康福祉局感染症対策課長・健康福祉局生活衛生課長・経済局農業振興課長	
事務局	事務局長	危機管理室長
	事務局次長	危機管理室参事・総務局総務部長
	総括担当課長	(1) 危機管理室危機管理課長・危機管理室防災都市推進課長・ 危機管理室減災推進課長・総務局庶務課長 (2) 危機管理監が指定する課等の長 ア 健康福祉局感染症対策課長・健康福祉局生活衛生課長・ 経済局農業振興課長 イ その他指定する課等の長
	広報担当課長	総務局広報課長
	事務局員	事務局を構成する課等の職員・消防局指令課員

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

<危機対策本部>

本部長	市長	
副本部長	副市長	
主管本部員	危機管理監	
本部員	各局区長・会計管理者・議会事務局長・各事業管理者	
幹事	(1) 危機管理室危機管理課長・危機管理室防災都市推進課長・危機管理室減災推進課長・各局主管課長・各区区民生活課長 (2) 本部長が必要と認める者 ア 健康福祉局感染症対策課長(※)・健康福祉局生活衛生課長(※)・経済局農業振興課長(※) イ その他必要と認める者	
事務局	事務局長	危機管理室長
	事務局次長	危機管理室参事・総務局総務部長
	総括担当課長	(1) 危機管理室危機管理課長・危機管理室防災都市推進課長・危機管理室減災推進課長・総務局庶務課長
		(2) 危機管理監が指定する課等の長 ア 健康福祉局感染症対策課長(※)・健康福祉局生活衛生課長(※)・経済局農業振興課長(※) イ その他指定する課等の長
		広報担当課長
事務局員	事務局を構成する課等の職員・消防局指令課員	

(※)は、新型インフルエンザ等の対策時に限る。

<危機警戒本部>

警戒本部長	危機管理監
警戒副本部長	危機管理室長・危機管理室参事・総務局総務部長 健康福祉局次長(※)・経済局次長(※)
警戒部長	危機管理室危機管理課長・危機管理室防災都市推進課長・危機管理室減災推進課長・総務局庶務課長 健康福祉局感染症対策課長(※)・健康福祉局生活衛生課長(※)・経済局農業振興課長(※)
警戒対象部局	警戒活動等を行わなければならない局及び区 警戒部長の所属する局 警戒本部長が指示する局(警戒幹事：主管課長) 警戒本部長が指示する区(警戒幹事：区民生活課長)
庶務	警戒部長の属する課等の職員・消防局指令課員

(※)は、新型インフルエンザ等の対策時に限る。

<警戒体制>

指示者	危機管理監
警戒対象部局	警戒活動等を行わなければならない局及び区 危機管理室 危機管理監が指示する局（所管：主管課長） 危機管理監が指示する区（所管：区民生活課長）

<情報連絡体制の強化>

指示者	危機管理監
警戒対象部局	情報収集等を行わなければならない局及び区 危機管理室 危機管理監が指示する局（所管：主管課長） 危機管理監が指示する区（所管：区民生活課長）

<危機管理連絡本部会議>

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	危機管理監・各局区長・会計管理者・議会事務局長・各事業管理者
幹事	(1) 危機管理室危機管理課長・危機管理室防災都市推進課長・危機管理室減災推進課長・各局主管課長・各区区民生活課長 (2) 臨時に指名する幹事 健康福祉局感染症対策課長(※)・健康福祉局生活衛生課長(※)・経済局農業振興課長(※) (3) その他臨時に指名する幹事
庶務	危機管理室危機管理課・危機管理室防災都市推進課・危機管理室減災推進課

(※)は、新型インフルエンザ等の対策時に限る。

2. 各局区の役割

<各局区の役割>

担当部局	主な役割
各局区共通	業務の安定的実施のための体制の構築 出勤職員の減少等に伴う業務体制の見直し 所管業務の委託業者等への感染予防措置徹底の指示 発生地域又はその周辺地域からの出張者等の受け入れ又は派遣の把握及び検討 発生地域又はその周辺地域と関係する所管事業の把握及び検討 所管事業（催し物等）の実施、中止の検討 所管施設、職場における感染防止策の推進及び所管施設の臨時休館の検討 市民等の支援対策 職員に対する研修会等の実施
危機管理室	全庁における総合調整 新型インフルエンザ等対策本部等の運営及び危機管理連絡本部会議等の開催 県との連絡、調整
総務局	広報内容の総括、整理 国の対応等の情報収集及び国会各省庁その他諸機関との連絡調整 各指定都市、東北各県、県内市町村の対応状況等の情報収集 議会との調整
財政局	感染拡大防止対策に係る予算措置 庁舎の立ち入り制限等の検討・実施
市民局	外国人を対象とした情報提供 地域の防犯対策
健康福祉局	サーベイランス コールセンター並びに帰国者・接触者相談センターの設置 特定接種及び住民接種の実施 患者の早期発見、診断・医療体制の構築 感染防止対策の啓発 社会福祉施設等における感染拡大防止対策 要援護者等への生活支援 こころのケア対策 市民等の支援対策 火葬等の体制整備
子供未来局	社会福祉施設・その他本市施設における感染拡大防止対策 要援護者等への生活支援 こころのケア対策 市民等の支援対策



<各局区の役割>

担当部局	主な役割
環境局	ごみ・し尿処理施設の安定的運営
経済局	市内宿泊施設営業状況の観光案内所への情報提供 企業従事者・農林漁業者への各種支援相談窓口の設置 物流の安定への協力要請
都市整備局	市内公共交通機関の対応策及び運営状況の把握 市営住宅入居者の感染確認、今後の対応検討
建設局	下水道施設の安定的運営
議会事務局	感染被害拡大時の議会対応
区役所	サーベイランス コールセンター並びに帰国者・接触者相談センターの設置 患者の早期発見、診断・医療体制の構築 感染拡大防止策の啓発 社会福祉施設における感染拡大防止対策 要援護者等への生活支援 こころのケア対策 市民等の支援対策
消防局	感染が疑われる患者の救急搬送時の感染防止策の徹底 感染拡大による 119 番通報増加に伴う消防情報センターの体制強化
教育局	流行地域又はその周辺地域からの転入児童・生徒への対応 児童・生徒に対する感染防止対策の周知 保護者に対する情報提供と感染防止対策への協力依頼 感染が疑われる症状のある児童・生徒の早期発見と受診の指導 臨時休校（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の検討・措置 要援護者等への生活支援 こころのケア対策 特別支援の必要な児童・生徒への対応 保護者への支援対策
水道局	水道施設の安定的運営 仙南・仙塩広域水道用水供給事業との連携の強化
交通局	バス・地下鉄運行対策 バス・地下鉄運行状況の市民や利用者等への情報提供
ガス局	ガス施設の安定的運営
市立病院	感染者及び疑い患者の受け入れ体制の構築

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅲ. 各段階における対策



Ⅲ. 各段階における対策

未発生期

【状態】

- 1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画を踏まえ、関係機関・団体等との連携を図り対応体制の構築や訓練を実施するなど、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 動物のサーベイランスに努める。

(1) 実施体制

(1) - 1 市行動計画等の作成

- ① 仙台市は、特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生前から、発生に備えた市行動計画又は業務継続計画を作成し、必要に応じ見直していく。(危機管理室、健康福祉局)
- ② 発症前からウイルスを排出するという新型インフルエンザ等の性質を踏まえ、窓口等における感染防止対策について検討するとともに、業務の優先度等について整理を行い、職員等の出勤状況が低下した場合における業務の安定実施の確保のためのマニュアル等をあらかじめ作成しておく。(各局区)
- ③ 市行動計画を踏まえ、各種ガイドラインや対応計画等を作成し、必要に応じ見直していく。(各局区)

(1) - 2 体制の整備及び国・県との連携強化

仙台市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(各局区)

(1) - 3 市の体制

仙台市は、海外及び国内の感染症等の発生状況により、以下のいずれかの体制により対策等を実施する。(各局区)

- ① 危機管理連絡本部会議
- ② 情報連絡体制の強化

**(1) - 4 職員に対する研修及び意識啓発**

仙台市は、職員の対応能力の向上や意識の醸成を図るため、担当部局における技術講習会や、専門職員及び学識経験者等による一般職員に対する研修会等を行う。(各局区)

**(2) サーベイランス・情報収集**

**(2) - 1 サーベイランス・情報収集**

**(2) - 1 - 1 通常のサーベイランス**

- ① 仙台市は、人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、定点医療機関において患者発生の動向を調査し、市内の流行状況について把握する。また、一部の定点医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(健康福祉局、区役所)
- ③ 仙台市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(健康福祉局、子供未来局、教育局)
- ④ 仙台市は、市内小学校の欠席率調査を実施する。(健康福祉局、教育局)

**(2) - 1 - 2 地域の実情に応じた情報収集**

仙台市は、仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議を通じて、仙台市医師会、東北大学等の協力を得て、海外で発生している感染症についての情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。(健康福祉局)

**(2) - 1 - 3 動物のサーベイランスに係る情報収集**

国や県が実施している鳥等が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスに係る情報を収集し、共有する。(健康福祉局、経済局、区役所)

**(2) - 2 積極的疫学調査**

- ① 仙台市は、新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるようにするため、職員の能力向上に努める。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国・県との連携等の体制整備を図る。(健康福祉局)

**(3) 情報提供・共有**

(3) - 1 継続的な情報提供

- ① 仙台市は、インフルエンザの流行状況や新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(危機管理室、総務局、健康福祉局)
- ② 仙台市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(総務局、健康福祉局、区役所)

(3) - 2 体制の整備等

仙台市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること。)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する。)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(総務局、健康福祉局)
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制(仙台市新型インフルエンザ広報計画に定める広報担当部局による広報担当チームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)を構築する。(危機管理室、総務局、健康福祉局)
- ③ 国、県及び関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。(総務局、健康福祉局)
- ④ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国の要請に基づきコールセンターを設置する準備を進める。(健康福祉局、区役所)
- ⑤ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。(総務局、健康福祉局)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 対策実施のための準備

(4) - 1 - 1 個人における対策の普及

- ① 仙台市、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。(関係局区)
- ② 仙台市、学校、事業者は、自らの発症が疑わしい場合は、海外発生期に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、未発生期の段階から理解促進を図る。(関係局区)

(4) - 1 - 2 地域対策・職場対策の周知

仙台市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。(健康福祉局、区役所)

(4) - 2 水際対策

仙台市は、国が行う検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査について、国及び県その他関係機関との連携を強化する。(健康福祉局)

(4) - 3 予防接種

(4) - 3 - 1 特定接種

- ① 仙台市は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項によって行われる特定接種について、事業者に対する登録作業の県からの協力要請を受け、周知に協力する。(総務局、健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、県を通じて国が行う事業者の登録申請の受け付け作業の協力要請を受け、受付に協力する。(総務局、健康福祉局、区役所)
- ③ 仙台市は、国からの要請を受け、市職員等の特定接種対象者に対する集団的接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉局)

(4) - 3 - 2 住民接種

- ① 仙台市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(健康福祉局)
- ② 仙台市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、仙台市は、国及び県に技術的支援を求める。(健康福祉局)
- ③ 仙台市は、速やかに接種することができるよう、仙台市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。そのため、仙台市は、国に対し、接種体制の具体的なモデル提示を要請するなどの技術的支援を求める。(健康福祉局)

(4) - 3 - 3 その他の予防接種

仙台市は、高齢者等の重症化、死亡を可能な限り抑えるため、市民に対して必要な予防接種を受けるよう奨励する。(健康福祉局)

(5) 医療

(5) - 1 医療体制

(5) - 1 - 1 医療体制の整備



- ① 仙台市は、国に対し、医療体制確保についての具体的なマニュアル等の提供を要請するなど、必要な助言等を求める。(健康福祉局)
- ② 仙台市は、新型インフルエンザ発生時に円滑な医療の提供ができるよう、学識経験者、仙台市医師会、仙台歯科医師会、市内各医療機関、仙台薬剤師会、宮城県看護協会等地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(健康福祉局)
- ③ 仙台市は、発生時の地域医療体制確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行うほか、国に対し、必要に応じて助言等を求める。(健康福祉局)
- ④ 仙台市は、国からの要請に基づき、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。(健康福祉局)
- ⑤ 仙台市は、国からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の設置の準備を進める。(健康福祉局)
- ⑥ 仙台市は、一般の医療機関に対し、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。(健康福祉局)
- ⑦ 仙台市は、国からの要請に基づき、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。(健康福祉局)

(5) - 1 - 2 (仮称) 感染制御地域支援チーム設置の準備

仙台市は、東北大学病院、仙台市医師会と連携して、市内の診療所、病院からの問合せ、支援に応じる医療機関専用の(仮称)感染制御地域支援チームの設置準備を行う。(健康福祉局)

(5) - 2 県内感染期に備えた医療の確保

仙台市は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 市内全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請するとともに、診療継続計画の作成の支援に努める。(健康福祉局)
- ② 県と連携し市内の感染症指定医療機関のほか、指定(地方を含む)公共機関である医療機関又は公的医療機関等(東北大学病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。(健康福祉局)
- ③ 県の協力要請を受け、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の市内医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等の把握に協力する。(健康福祉局)
- ④ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定を必要に応じて検討する。(健康福祉局)
- ⑤ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供方法を検討する。(健康福祉局)

(5) - 3 研修・訓練

仙台市は、国・県と連携しながら、相互に医療従事者等に対する市内発生を想定した研修や訓練を行う。(健康福祉局)

(5) - 4 抗インフルエンザウイルス薬を含む医療資器材の整備

- ① 仙台市は、必要となる医療資器材をあらかじめ備蓄・整備する。(健康福祉局)
  - ・保健所防疫従事者及び新型インフルエンザを診療する診療所等職員用抗インフルエンザウイルス薬
    - タミフル (1万人分)、リレンザ (1,000人分)
  - ・マスク
  - ・患者搬送用アイソレータ等の感染者搬送器材
  - ・その他必要な医療資器材
- ② 仙台市は、国からの要請に基づき、医療機関における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行うほか、十分な量を確保するよう努める。(健康福祉局)

(5) - 5 検査体制の整備

仙台市は、仙台市衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備する。(健康福祉局)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保
----------------------

(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援

- ① 仙台市は、国からの要請に基づき、県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者の把握及び要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的な手続きを定めておくよう努める。(危機管理室、健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、単身赴任者、学生等の単身生活者が重症化し、生活維持が困難になる場合が想定されることから、支援体制について検討する。(危機管理室、健康福祉局、経済局、区役所、教育局)

(6) - 2 物資及び資材の備蓄等

- 仙台市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。(危機管理室、健康福祉局、関係局区)
- ① サーベイランス、患者搬送従事者の感染防護物資（感染防護衣、消毒薬、医薬品等）
  - ② 本市の各施設等で使用する物資（窓口担当職員用マスク、消毒薬等）
  - ③ 市民等支援に必要な物資
  - ④ 各種相談窓口(コールセンター等)開設に必要な電話回線、設置場所等の確保
  - ⑤ その他の物資

(6) - 3 火葬能力等の把握

仙台市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(健康福祉局)

海外発生期
<p><b>【状態】</b></p> <p>1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</p> <p>2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</p> <p>3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</p>
<p><b>【目的】</b></p> <p>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせるとともに、県内発生が遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 市内発生した場合には早期に発見できるよう、市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</p> <p>3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p> <p>4) 国が行う検疫等に協力することにより、国内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種への協力等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>

## (1) 実施体制

### (1) - 1 市の体制

仙台市は、新型インフルエンザ等の対策を実施する必要がある場合には、以下のいずれかの体制により実施する。(各局区)

- ① 危機警戒本部
- ② 警戒体制
- ③ 情報連絡体制の強化

### (1) - 2 国・県その他の関係機関との協力体制

- ① 仙台市は、国及び県の実施する対策を早期に把握し、実施体制を整備する。(各局区)
- ② 仙台市は、東北厚生局、仙台検疫所、宮城県、宮城県警察本部、仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会等の新型インフルエンザ等対策に関係する機関との情報連絡体制を速やかに構築する。(危機管理室、市民局、健康福祉局)

**(1) - 3 職員に対する研修及び意識啓発**

仙台市は、未発生期に引き続き、職員の対応能力の向上や意識の醸成を図るため、担当部局における技術講習会や、専門職員及び学識経験者等による一般職員に対する研修会等を行う。(各局区)

**(1) - 4 事態推移の記録**

仙台市は、事態の推移に関する総括的、統計的記録、各局区における所管業務に関する記録について保存するとともに、これらの記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(各局区)

**(2) サーベイランス・情報収集****(2) - 1 サーベイランスの強化等**

- ① 仙台市は、未発生期に引き続き、人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、定点医療機関において患者発生の動向の調査を継続し、市内の流行状況について把握する。また、一部の定点医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)の調査を継続し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、未発生期に引き続き、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査を継続し、重症化の状況を把握する。(健康福祉局、区役所)
- ③ 仙台市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉局、子供未来局、教育局)
- ④ 仙台市は、未発生期に引き続き、市内小学校の欠席率調査を実施する。(健康福祉局、教育局)
- ⑤ 仙台市は、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(健康福祉局、区役所)

**(2) - 2 積極的疫学調査**

仙台市は、未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国との連携等の体制整備を図る。(健康福祉局)

**(3) 情報提供・共有****(3) - 1 情報提供**

- ① 仙台市は、市民に対して、新型インフルエンザ等の海外での発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市ホームページ等各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(関係局区)

- ② 仙台市は、仙台市新型インフルエンザ広報計画に定める広報担当部局による広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。市は、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部又は危機対策本部等が調整する。(危機管理室、総務局、健康福祉局)

### (3) - 2 情報共有

- ① 仙台市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(総務局、健康福祉局)
- ② 仙台市は、国が行うメールマガジン等を通じた情報共有及び問い合わせ等に対するフィードバックにより、医療関係者との直接的な情報共有方法を行う。(健康福祉局)

### (3) - 3 コールセンター等の設置

- ① 仙台市は、国が作成する Q&A 等を活用し、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせや相談に対応できるコールセンター等を国の要請に基づき設置し、適切な情報提供(国からの感染症危険情報や注意喚起等)を行う。(危機管理室、総務局、健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉局)
- ③ 仙台市は、WHO から新型インフルエンザ等の流行地域が発表された場合には、本市域内で流行地域と関係する国際的事業を行う場合の相談窓口等を設置し、実施する場合の感染予防の徹底を要請するとともに、状況によっては自粛要請等を行う。(危機管理室、総務局、健康福祉局、関係局区)

## (4) 予防・まん延防止

### (4) - 1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 仙台市、学校、事業者は、未発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。(関係局区)
- ② 仙台市、学校、事業者は、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、未発生期に引き続き、理解促進を図る。(関係局区)
- ③ 仙台市は、国及び県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への

対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また仙台市は、国と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（健康福祉局）

- ④ 仙台市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。（健康福祉局）

#### （４）－２ 水際対策

仙台市は、病原性が高いおそれがある場合、国と連携し発生国からの入国者で感染したおそれのある者に対する健康監視を実施する。なお、健康監視の対象となる者の範囲については、国において科学的知見を踏まえて決定されることから、仙台検疫所との連携を緊密にし、より具体的な情報の共有を図る。（健康福祉局、区役所）

#### （４）－３ 予防接種

##### （４）－３－１ 特定接種

- ① 仙台市は、国と連携し市職員等の特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、国が行うワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集に協力する。（健康福祉局）

##### （４）－３－２ 住民接種

仙台市は、国からの要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、個別接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、集団接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるよう具体的な接種体制の構築の準備を進める。（健康福祉局）

##### （４）－３－３ その他の予防接種

仙台市は、未発生期から引き続き、高齢者等の重症化、死亡を可能な限り抑えるため、市民に対して必要な予防接種を受けるよう奨励する。（健康福祉局）

### （５）医療

#### （５）－１ 新型インフルエンザ等の症例定義

仙台市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその随時修正についての関係機関に対する周知に協力する。（健康福祉局、区役所）

#### （５）－２ 医療体制

##### （５）－２－１ 医療体制の整備

仙台市は、国からの要請に基づき、以下の対策を行う。

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置するとともに、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉局)
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者については、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来を整備し、そこで診断を行う。その際、診療する医療機関を帰国者・接触者相談センターが調整する。(健康福祉局)
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合には、直ちに保健所へ連絡するよう要請する。(健康福祉局、区役所)
- ④ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、一般の医療機関における診療体制を整備する。(健康福祉局)
- ⑤ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、仙台市衛生研究所において亜型等の同定を行うほか、必要に応じて国立感染症研究所へ確認検査を依頼する。(健康福祉局)

#### (5) - 2 - 2 県内感染期における診療所への診療体制移行の準備

仙台市は、県内感染期における帰国者・接触者外来から診療所への診療体制の移行に備え、仙台市医師会と協力し、新型インフルエンザを診療する医療機関を募り、一般診療所で診療する体制を準備する。(健康福祉局)

#### (5) - 3 検査体制の整備

仙台市は、国に対し、仙台市衛生研究所において新型インフルエンザ等の PCR 検査等を実施するための技術的支援を求め、検査体制を速やかに整備する。(健康福祉局)

#### (5) - 4 医療機関等への情報提供

仙台市は、国が行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の医療機関及び医療従事者に対する迅速な提供に協力する。(健康福祉局、区役所)

#### (5) - 5 抗インフルエンザウイルス薬

仙台市は、新型インフルエンザを診療する診療所等に対し、仙台市が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を配布する。(健康福祉局)

また、仙台市は、国からの要請に基づき、国、県と連携し、県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。(健康福祉局)

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保



(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援

- ① 仙台市は、県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者の把握及び要援護者の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的な手続きを定めておく。（危機管理室、健康福祉局、区役所）
- ② 仙台市は、単身赴任者、学生等の単身生活者が重症化し、生活維持が困難になる場合が想定されることから、支援体制を構築する。（危機管理室、健康福祉局、経済局、区役所、教育局）
- ③ 仙台市は、高齢者、障害者、児童等の保護を要する者について、保護者が重症化又は死亡することにより、生活維持が困難になる場合が想定されることから、支援体制について検討する。（危機管理室、健康福祉局、子供未来局、経済局、区役所、教育局）

(6) - 2 事業者の対応

仙台市は、国が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始の要請に協力する。（関係局区）

(6) - 3 遺体の火葬・安置

仙台市は、県を通じた国からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康福祉局）

県内未発生期
<p><b>【状態】</b></p> <p>1) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>2) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>
<p><b>【目的】</b></p> <p>1) 市内発生の遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 患者発生に備え、適切な医療提供の準備を進める。</p> <p>3) 市内発生に備えた体制の整備を行う。</p>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <p>1) 市内発生をできる限り遅らせるため、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国により緊急事態宣言がされることを受け、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>2) 市内発生した場合には早期に発見できるよう、市内のサーベイランス・情報収集体制の強化を継続する。</p> <p>3) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>4) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が行う海外での情報収集も加えた国内外の情報の集約化による医療機関等への情報提供に協力する。</p> <p>5) 県内発生早期において、新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施する。</p> <p>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

## (1) 実施体制

### (1) - 1 実施体制

#### (1) - 1 - 1 市の体制

仙台市は、新型インフルエンザ等の対策を実施する必要がある場合には、以下のいずれかの体制により対策等を実施する。(各局区)

- ① 新型インフルエンザ等対策本部 (※緊急事態宣言がされている場合)
- ② 危機対策本部
- ③ 危機警戒本部
- ④ 警戒体制
- ⑤ 情報連絡体制の強化

(1) - 1 - 2 国・県その他の関係機関との協力体制

- ① 仙台市は、海外発生期に引き続き、国及び県の実施する対策を早期に把握し、実施体制を整備する。(各局区)
- ② 仙台市は、東北厚生局、仙台検疫所、宮城県、宮城県警察本部、仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会等の新型インフルエンザ等対策に関する機関との情報連絡体制を速やかに整備する。(危機管理室、市民局、健康福祉局)
- ③ 仙台市は、県内発生期以降に備えた医療、ライフライン、経済関係機関等との協力体制を整備する。(関係局区)

(1) - 1 - 3 事態推移の記録

仙台市は、海外発生期に引き続き、事態の推移に関する総括的、統計的記録、各局区における所管業務に関する記録について保存するとともに、これらの記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(各局区)

(1) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(1) - 2 - 1 緊急事態宣言

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。
- ② 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ③ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

(1) - 2 - 2 市対策本部の設置

仙台市は、緊急事態宣言がされた場合、直ちに市対策本部を設置する。(各局区)

(2) サーベイランス・情報収集

(2) - 1 サーベイランス

- ① 仙台市は、海外発生期に引き続き、人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、定点医療機関において患者発生の変向の調査を継続し、市内の流行状況について把握する。また、一部の定点医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)の調査を継続し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉局、区役所)

- ② 仙台市は、海外発生期に引き続き、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査を継続し、重症化の状況を把握する。(健康福祉局、区役所)
- ③ 仙台市は、海外発生期に引き続き、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉局、子供未来局、教育局)
- ④ 仙台市は、海外発生期に引き続き、市内小学校の欠席率調査を実施する。(健康福祉局、教育局)
- ⑤ 仙台市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の全数把握を実施する。(健康福祉局、区役所)
- ⑥ 仙台市は、国から迅速に情報提供されるリアルタイムの発生状況を的確に把握する。(健康福祉局)

#### (2) - 2 積極的疫学調査

仙台市は、市内で発生した患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、国・県と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(健康福祉局、区役所)

### (3) 情報提供・共有

#### (3) - 1 情報提供

- ① 仙台市は、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係局区)
- ② 仙台市は、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(総務局、健康福祉局、子供未来局、教育局、関係局区)
- ③ 仙台市は、海外発生期に引き続き、仙台市新型インフルエンザ広報計画に定める広報担当部局による広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。市は、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部又は危機対策本部等が調整する。(危機管理室、総務局、健康福祉局)

#### (3) - 2 情報共有

仙台市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(総務局、健康福祉局)

(3) - 3 コールセンター等の体制充実・強化

- ① 仙台市は、国が作成する状況の変化に応じた Q&A の改定版を活用するほか、コールセンター等の体制の充実・強化を行う。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、海外発生期に引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉局)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 市内での感染対策

- ① 仙台市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。(関係局区)
- ② 仙台市は、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員が発生した場合における健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係局区)
- ③ 仙台市は、海外発生期に引き続き、国と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。(健康福祉局)
- ④ 仙台市は、職場における感染対策の徹底を要請する。(総務局、健康福祉局)
- ⑤ 仙台市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を国と調整の上示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)が適切に行われるよう、学校に周知する。(総務局、健康福祉局、教育局)
- ⑥ 仙台市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。(総務局、健康福祉局)
- ⑦ 仙台市は、国からの要請を受け、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉局)

(4) - 2 予防接種

(4) - 2 - 1 特定接種

仙台市は、海外発生期に引き続き、国と連携し市職員等の特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉局)

(4) - 2 - 2 住民接種

- ① 仙台市は、国による予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の実施及び接種順位の決定を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種

を開始する。(健康福祉局、区役所)

- ② 仙台市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保する。また、個別接種や一斉接種(期間を定め医療機関で接種)、集団接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるように進める。(健康福祉局、区役所)
- ③ 仙台市は、国からの求めに応じ、接種に関する情報提供を開始する。(健康福祉局)

#### (4) - 2 - 3 その他の予防接種

仙台市は、海外発生期から引き続き、高齢者等の重症化、死亡を可能な限り抑えるため、市民に対して必要な予防接種を受けるよう奨励する。(健康福祉局)

#### (4) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え必要に応じて、住民に対する予防接種について、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉局)

### (5) 医療

#### (5) - 1 医療体制

##### (5) - 1 - 1 医療体制の整備

仙台市は、国からの要請に基づき、以下の対策を行う。

- ① 海外発生期に引き続き、発生国からの帰国者や市外患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者相談センターでの相談体制を継続する。(健康福祉局)
- ② 海外発生期に引き続き、発生国からの帰国者や市外患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者外来での診療体制を継続する。(健康福祉局)
- ③ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、一般の医療機関における診療体制を整備する。(健康福祉局)

##### (5) - 1 - 2 県内感染期における診療所への診療体制の移行

仙台市は、海外発生期に引き続き、県内感染期における帰国者・接触者外来から診療所への診療体制の移行に備え、仙台市医師会と協力し、新型インフルエンザを診療する医療機関を募り、一般診療所で診療する体制を整備する。(健康福祉局)

##### (5) - 1 - 3 (仮称) 感染制御地域支援チームの設置

仙台市は、東北大学病院、仙台市医師会と連携して(仮称)感染制御地域支援チームを設

置し、市内の医療機関からの医学的問い合わせに応じるとともに、情報発信を行う。(健康福祉局)

**(5) - 2 患者への対応等**

- ① 仙台市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いと判明しない限り実施する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(健康福祉局、区役所)

**(5) - 3 検査体制**

仙台市は、国と連携し、必要と判断した場合に、仙台市衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。(健康福祉局)

**(5) - 4 医療機関等への情報提供**

仙台市は、海外発生期に引き続き、国が行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の医療機関及び医療従事者に対する迅速な提供に協力する。(健康福祉局、区役所)

**(5) - 5 抗インフルエンザウイルス薬の配布**

仙台市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザを診療する診療所等に対し、仙台市が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を配布する。(健康福祉局)

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援**

- ① 仙台市は、県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者の把握及び要援護者の生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、体制を整備する。(危機管理室、健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、単身赴任者、学生等の単身生活者が重症化し、生活維持が困難になる場合が想定されることから、支援体制を整備する。(危機管理室、健康福祉局、経済局、区役所、教育局)
- ③ 仙台市は、高齢者、障害者、児童等の保護を要する者について、保護者が重症化又は死亡することにより、生活維持が困難になる場合が想定されることから、支援体制を構築する。(危機管理室、健康福祉局、子供未来局、経済局、区役所、教育局)

(6) - 2 事業者の対応

仙台市は、海外発生期に引き続き、国が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始の要請に協力する。(関係局区)

(6) - 3 遺体の火葬・安置

仙台市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、関係団体と事前に協議を行い、体制を整備する。(健康福祉局)

(6) - 4 緊急事態宣言されている場合の措置

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① ガス並びに水の安定供給

ア ガス事業者は、業務計画で定めるところにより、ガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(ガス局)

イ 水道事業者は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道局)

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(危機管理室、市民局、経済局)



<b>県内発生早期</b>
<p><b>【状態】</b></p> <p>1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。</p>
<p><b>【目的】</b></p> <p>1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。                  2) 患者に適切な医療を提供する。                  3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。                  2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を継続する。                  3) 市内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が行う海外での情報収集も加えた国内外の情報の集約化による医療機関等への情報提供に協力する。                  4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を継続する。                  5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。                  6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

**(1) 実施体制**

**(1) - 1 実施体制**

**(1) - 1 - 1 市の体制**

仙台市は、新型インフルエンザ等の対策を以下のいずれかの体制により実施する。(各局区)

- ① 新型インフルエンザ等対策本部 (※緊急事態宣言がされている場合)
- ② 危機対策本部
- ③ 危機警戒本部

**(1) - 1 - 2 国・県その他の関係機関との協力体制**

- ① 仙台市は、国及び県の実施する対策の早期把握のための体制を強化する。(各局区)
- ② 仙台市は、東北厚生局、仙台検疫所、宮城県、宮城県警察本部、仙台市医師会、仙台歯

科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会等の新型インフルエンザ等対策に係る機関との情報連絡体制を強化する。(危機管理室、市民局、健康福祉局)

- ③ 仙台市は、県内発生期以降に備え、医療、ライフライン、経済関係機関等との協力体制を強化する。(関係局区)

#### (1) - 1 - 3 事態推移の記録

仙台市は、県内未発生期に引き続き、事態の推移に関する総括的、統計的記録、各局区における所管業務に関する記録について保存するとともに、これらの記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(各局区)

#### (1) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

仙台市は、緊急事態宣言がされた場合、直ちに市対策本部を設置する。(各局区)

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2) - 1 サーベイランス

- ① 仙台市は、県内未発生期に引き続き、人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、定点医療機関において患者発生の動向の調査を継続し、市内の流行状況について把握する。また、一部の定点医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)の調査を継続し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、県内未発生期に引き続き、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査を継続し、重症化の状況を把握する。(健康福祉局、区役所)
- ③ 仙台市は、県内未発生期に引き続き、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉局、子供未来局、教育局)
- ④ 仙台市は、県内未発生期に引き続き、市内小学校の欠席率調査を実施する。(健康福祉局、教育局)
- ⑤ 仙台市は、県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の全数把握を実施する。(健康福祉局、区役所)
- ⑥ 仙台市は、県内未発生期に引き続き、国から迅速に情報提供されるリアルタイムの発生状況を的確に把握する。(健康福祉局)

#### (2) - 2 積極的疫学調査

仙台市は、県内未発生期に引き続き、市内で発生した患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、国・県と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(健康福祉局)

### (3) 情報提供・共有

**(3) - 1 情報提供**

- ① 仙台市は、県内未発生期に引き続き、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係局区)
- ② 仙台市は、県内未発生期に引き続き、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(関係局区)
- ③ 仙台市は、県内未発生期に引き続き、仙台市新型インフルエンザ広報計画に定める広報担当部局による広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。市は、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部又は危機対策本部等が調整する。(危機管理室、総務局、健康福祉局)

**(3) - 2 情報共有**

仙台市は、県内未発生期に引き続き、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(総務局、健康福祉局)

**(3) - 3 コールセンター等の体制強化・強化**

- ① 仙台市は、国が作成する状況の変化に応じた Q&A の改定版を活用するほか、発熱のある帰国者、接触者の相談に対応できるコールセンター等の体制の充実・強化を行う。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、県内未発生期に引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉局)

**(4) 予防・まん延防止**

**(4) - 1 市内でのまん延防止対策**

- ① 仙台市は、県内未発生期に引き続き、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(関係局区)
- ② 仙台市は、県内未発生期に引き続き、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係局区)
- ③ 仙台市は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者

の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。（健康福祉局、区役所）

- ④ 仙台市は、県内未発生期に引き続き、職場における感染対策の徹底を要請する。（総務局、健康福祉局）
- ⑤ 仙台市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を国と調整の上示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう、学校に要請する。（総務局、健康福祉局、教育局）
- ⑥ 仙台市は、県内未発生期に引き続き、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。（総務局、健康福祉局）
- ⑦ 仙台市は、県内未発生期に引き続き、国からの要請を受け、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康福祉局）
- ⑧ 仙台市は、不特定多数の市民が利用する市施設は、感染拡大の場となることが懸念されることから、感染防止のための適切な措置を行う。（各局区）
- ⑨ 仙台市は、不特定多数の市民が利用する民間施設については、それぞれの監督官庁の指導に基づき指導を行う。（関係局区）

#### （４）－２ 予防接種

##### （４）－２－１ 特定接種

仙台市は、県内未発生期に引き続き、国と連携し市職員等の特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康福祉局）

##### （４）－２－２ 住民接種

- ① 仙台市は、県内未発生期に引き続き、国による予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の実施及び接種順位の決定を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。（健康福祉局、区役所）
- ② 仙台市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保する。また、個別接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、集団接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるように進める。（健康福祉局、区役所）
- ③ 仙台市は、接種に関する情報提供を継続する。（健康福祉局）

##### （４）－２－３ その他の予防接種

仙台市は、県内未発生期から引き続き、高齢者等の重症化、死亡を可能な限り抑えるため、市民に対して必要な予防接種を受けるよう奨励する。（健康福祉局）

**(4) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置**

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え必要に応じて、住民に対する予防接種について、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉局)

**(5) 医療**

**(5) - 1 医療体制**

**(5) - 1 - 1 医療体制の整備**

仙台市は、国からの要請に基づき、以下の対策を行う。

- ① 県内未発生期に引き続き、発生国からの帰国者や市内外患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者相談センターでの相談体制を継続する。(健康福祉局、区役所)
- ② 海外発生期に引き続き、発生国からの帰国者や市内外患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者外来での診療体制を継続する。(健康福祉局)
- ③ 患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来での診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康福祉局)

**(5) - 1 - 2 県内感染期における診療所への診療体制の移行**

仙台市は、県内未発生期に引き続き、県内感染期における帰国者・接触者外来から診療所への診療体制の移行に備え、仙台市医師会と協力し、新型インフルエンザを診療する医療機関を募り、一般診療所で診療する体制を整備する。(健康福祉局)

**(5) - 1 - 3 (仮称) 感染制御地域支援チームによる支援**

仙台市は、県内未発生期に引き続き、東北大学病院、仙台市医師会と連携して設置した(仮称)感染制御地域支援チームにおいて、市内の医療機関からの医学的問い合わせに応じ、情報の提供を行うとともに、診療の技術的支援を行う。(健康福祉局)

**(5) - 2 患者への対応等**

- ① 仙台市は、県内未発生期に引き続き、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いと判明しない限り実施する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、県内未発生期に引き続き、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者に対し、必要に応じて抗インフルエンザ薬の予防投与や有症時の対応

を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(健康福祉局)

**(5) - 3 検査体制の整備**

仙台市は、県内未発生期に引き続き、国と連携し、必要と判断した場合に、仙台市衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉局)

**(5) - 4 医療機関等への情報提供**

仙台市は、県内未発生期に引き続き、国が行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の医療機関及び医療従事者に対する迅速な提供に協力する。(健康福祉局、区役所)

**(5) - 5 抗インフルエンザウイルス薬**

仙台市は、県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザを診療する診療所等に対し、仙台市が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を配布する。

また、仙台市は、県内感染期に備え、引き続き、国、県と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう医療機関に要請する。(健康福祉局)

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援**

- ① 仙台市は、県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者の把握及び要援護者の生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を必要に応じて行う。(危機管理室、健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、県内感染期には、単身赴任者、学生等の単身生活者が重症化し、生活維持が困難になる場合が想定されることから、企業、学校、郵便局や宅配業者等の協力を得ながら地域状況の把握を行うとともに、生活支援を必要に応じて行う。(危機管理室、健康福祉局、経済局、区役所、教育局)
- ③ 仙台市は、県内感染期には、高齢者、障害者、児童等の保護を要する者について、保護者が重症化又は死亡することにより、生活維持が困難になる場合が想定されることから、支援体制を整備する。(危機管理室、健康福祉局、子供未来局、経済局、区役所、教育局)

**(6) - 2 事業者の対応**

仙台市は、国が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の継続の要請に協力する。(関係局区)

(6) - 3 遺体の火葬・安置

仙台市は、県内感染期には、死者が多数発生することが想定されることから、火葬場の稼働時間の延長など火葬場の体制強化を図るとともに、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努める。(健康福祉局)

(6) - 4 こころのケア対策

仙台市は、県内感染期には、近親者の死や社会的な混乱の影響によるストレスにより、心的外傷後ストレス障害(PTSD)の発症など、精神的な不調をきたす市民が多数にのぼるおそれがあることから、相談体制を整備する。(危機管理室、健康福祉局、子供未来局、区役所、教育局)

(6) - 5 防犯対策

仙台市は、県内感染期には、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、県警との密接な連絡体制を構築する。(危機管理室、市民局、区役所)

(6) - 6 緊急事態宣言がされている場合の措置

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① ガス並びに水の安定供給

ア ガス事業者は、業務計画で定めるところにより、ガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(ガス局)

イ 水道事業者は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道局)

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(危機管理室、市民局、経済局)

県内感染期
<p><b>【状態】</b></p> <p>1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p>
<p><b>【目的】</b></p> <p>1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</p>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 市内の発生状況に応じ、市が実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

## (1) 実施体制

### (1) - 1 実施体制

#### (1) - 1 - 1 市の体制

仙台市は、新型インフルエンザ等の対策を以下のいずれかの体制により実施する。(各局区)

- ① 新型インフルエンザ等対策本部 (※緊急事態宣言がされている場合)
- ② 危機対策本部

#### (1) - 1 - 2 国・県その他の関係機関との協力体制

- ① 仙台市は、国及び県の実施する対策を迅速に把握し、各種対策を実施する。(各局区)



- ② 仙台市は、県内発生早期に引き続き、東北厚生局、仙台検疫所、宮城県、宮城県警察本部、仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会等の新型インフルエンザ等対策に係る機関との情報連絡体制を強化する。(危機管理室、市民局、健康福祉局)
- ③ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、医療、ライフライン、経済関係機関等との協力体制を強化する。(関係局区)

**(1) - 1 - 3 事態推移の記録**

仙台市は、県内発生早期に引き続き、事態の推移に関する総括的、統計的記録、各局区における所管業務に関する記録について保存するとともに、これらの記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(各局区)

**(1) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、直ちに市対策本部を設置するとともに、上記対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 緊急事態措置を行うことができなくなった場合、または緊急事態措置を行うために必要があると認める場合は、特措法の規定に基づく県知事や他の地方公共団体による代行や応援等の措置を活用する。(各局区)

**(2) サーベイランス・情報収集**

**(2) - 1 サーベイランス**

- ① 仙台市は、県内発生早期に引き続き、人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、定点医療機関において患者発生の動向の調査を継続し、市内の流行状況について把握する。また、一部の定点医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）の調査を継続し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、県内発生早期に引き続き、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査を継続し、重症化の状況を把握する。(健康福祉局、区役所)
- ③ 仙台市は、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。(健康福祉局、子供未来局、教育局)
- ④ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、市内小学校の欠席率調査を実施する。(健康福祉局、教育局)
- ⑤ 仙台市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止する。(健康福祉局、区役所)
- ⑥ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、国から迅速に情報提供されるリアルタイムの発生状況を的確に把握する。(健康福祉局)

**(2) - 2 情報収集・分析**

仙台市は、県内発生早期に引き続き、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析す

る。(健康福祉局)

### (3) 情報提供・共有

#### (3) - 1 情報提供

- ① 仙台市は、県内発生早期に引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係局区)
- ② 仙台市は、県内発生早期に引き続き、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(関係局区)
- ③ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、仙台市新型インフルエンザ広報計画に定める広報担当部局による広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。市は、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部又は危機対策本部等が調整する。(危機管理室、総務局、健康福祉局)

#### (3) - 2 情報共有

仙台市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、市内での流行や対策の状況を的確に把握する。(総務局、健康福祉局)

#### (3) - 3 コールセンター等の継続

- ① 仙台市は、国が作成する状況の変化に応じたQ&Aの改定版を活用し、コールセンター等を継続する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、県内発生早期に引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉局)

### (4) 予防・まん延防止

#### (4) - 1 市内でのまん延防止対策

- ① 仙台市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。(総務局、健康福祉局)
- ② 仙台市は、県内発生早期に引き続き、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認

められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(総務局、健康福祉局)

- ③ 仙台市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。(健康福祉局、区役所)
- ④ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、職場における感染対策の徹底を要請する。(総務局、健康福祉局)
- ⑤ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を国と調整の上示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう、学校に要請する。(総務局、健康福祉局、教育局)
- ⑥ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。(総務局、健康福祉局)
- ⑦ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、国からの要請を受け、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉局)
- ⑧ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、不特定多数の市民が利用する市施設は、感染拡大の場となることが懸念されることから、感染防止のための適切な措置を行う。(各局区)
- ⑨ 仙台市は、県内発生早期に引き続き、不特定多数の市民が利用する民間施設については、それぞれの監督官庁の指導に基づき指導を行う。(関係局区)
- ⑩ 仙台市は、国と連携し、医療機関に対し、患者への治療を優先するため、患者との濃厚接触者(同居家族を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。なお、患者の同居者に対する予防投与については、国においてその期待される効果を評価した上で、継続の有無が決定される。(健康福祉局)
- ⑪ 仙台市は、集団感染の場となるおそれのある大規模な集会の実施や参加の自粛を要請するとともに、やむを得ず実施する場合の感染予防策等について周知を図る。(危機管理室、総務局、健康福祉局)

#### (4) - 2 予防接種

##### (4) - 2 - 1 特定接種

仙台市は、県内発生早期に引き続き、国と連携し市職員等の特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉局)

##### (4) - 2 - 2 住民接種

仙台市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉局、区役所)

##### (4) - 2 - 3 その他の予防接種

仙台市は、県内発生早期から引き続き、高齢者等の重症化、死亡を可能な限り抑えるため、市民に対して必要な予防接種を受けるよう奨励する。(健康福祉局)

**(4) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置**

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、県内発生早期に引き続き、上記の対策に加え必要に応じて、住民に対する予防接種について、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉局)

**(5) 医療**

**(5) - 1 医療体制**

**(5) - 1 - 1 医療体制及び患者への対応等**

仙台市は、国からの要請に基づき、以下の対策を行う。

- ① 発生国からの帰国者や市内外患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者相談センターでの相談体制を中止する。(健康福祉局、区役所)
- ② 帰国者・接触者外来を中止する。(健康福祉局)
- ③ 原則として、一般の医療機関でも診療を行う体制とする。(健康福祉局)
- ④ 感染症法に基づく患者の入院措置を中止する。(健康福祉局、区役所)
- ⑤ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。(健康福祉局)
- ⑥ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関及び薬局に周知する。(健康福祉局)
- ⑦ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。(健康福祉局)

**(5) - 1 - 2 (仮称) 感染制御地域支援チームでの支援の継続**

仙台市は、県内発生早期に引き続き、東北大学病院、仙台市医師会と連携して設置した(仮称)感染制御地域支援チームにおいて、市内の医療機関からの医学的問い合わせに応じ、情報の提供を行うとともに、診療の技術的支援を継続する。(健康福祉局)

**(5) - 2 医療機関等への情報提供**

仙台市は、県内発生早期に引き続き、国が行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の医療機関及び医療従事者に対する迅速な提供に協力する。(健康福祉局)

**(5) - 3 在宅で療養する患者への支援**

仙台市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康福祉局、区役所)

**(5) - 4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、国と連携し、市内の医療機関の入院病床等が不足したときには、患者治療のための医療機関における定員超過入院等による対策を行う。(健康福祉局)

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保****(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援**

- ① 仙台市は、県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者の把握及び要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。(危機管理室、健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、単身赴任者、学生等の単身生活者が重症化し、生活維持が困難になる場合が想定されることから、企業、学校、郵便局や宅配業者等の協力を得ながら、地域状況の把握を行うとともに、生活支援を行う。(危機管理室、健康福祉局、経済局、区役所、教育局)
- ③ 仙台市は、高齢者、障害者、児童等の保護を要する者について、保護者が重症化又は死亡することにより、生活維持が困難になる場合が想定されることから、企業、学校、郵便局や宅配業者等の協力を得ながら、地域状況の把握を行うとともに、生活支援を行う。(危機管理室、健康福祉局、子供未来局、経済局、区役所、教育局)

**(6) - 2 事業者の対応**

仙台市は、県内発生早期に引き続き、国が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の継続の要請に協力する。(関係局区)

**(6) - 3 遺体の火葬・安置**

仙台市は、県内発生早期に引き続き、死者が多数発生することが想定されることから、火葬場の稼働時間の延長など火葬場の体制強化を図るとともに、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努める。(健康福祉局)

**(6) - 4 こころのケア対策**

仙台市は、近親者の死や社会的な混乱の影響によるストレスにより、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症など、精神的な不調をきたす市民が多数にのぼるおそれがあることから、相談窓口を開設する。(危機管理室、健康福祉局、子供未来局、区役所、教育局)

**(6) - 5 防犯対策**

仙台市は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、県警との連絡体制強化を図るとともに、防犯協会等地域団体の協力を得ながら、防犯に努める。(危機管理室、市民局、区役所)

(6) - 6 市民・事業者への要請

- ① 仙台市は、ライフラインや公共交通機関の事業者に対し、従業員の欠勤や資源の供給不安定などの要因により、安定した運営が困難になると予測されることから、社会機能の低下による市民等の不安を最小限にとどめるため、安定的事業運営の継続に努めるよう要請する。(危機管理室、総務局、健康福祉局、経済局)
- ② 仙台市は、市民及び事業者に対し、社会機能の低下による混乱を最小限にとどめるため、電気、ガス、水道をはじめとするライフライン、生活必需品、燃料等の資源、物資の供給不足が予測される場合は、使用を抑制するよう要請する。(危機管理室、総務局、健康福祉局)
- ③ 仙台市は、市民及び事業者に対し、廃棄物の排出を抑制するよう要請し、県内感染期における処理機能低下による混乱を最小限にとどめるよう努める。(危機管理室、総務局、健康福祉局、環境局)

(6) - 7 市民・事業者の支援対策

仙台市は、市民及び事業者に対し、新型インフルエンザ等に感染した市民や事業者が受けることのできる貸付等の減免等の支援対策についてとりまとめ、周知を行う。(危機管理室、総務局、健康福祉局、子供未来局、経済局、区役所、教育局)

(6) - 8 緊急事態宣言がされている場合の措置

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① ガス並びに水の安定供給

ア ガス事業者は、業務計画で定めるところにより、ガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(ガス局)

イ 水道事業者は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道局)

② 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(危機管理室、市民局、経済局)

イ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(危機管理室、市民局、経済局)

ウ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるとき

は、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」、「市民生活安定緊急措置法」、「物価統制令」等の規定に基づく、適切な措置を講ずる。(危機管理室、市民局、経済局)

③ 埋葬・火葬の特例等

ア 県を通じた国からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。(健康福祉局)

イ 県を通じた国からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康福祉局)

ウ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合に国が定める特例に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬許可等の手続きを実施する。(健康福祉局)

エ 県が、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施することから、必要に応じて協力する。(健康福祉局)

<b>小康期</b>
<p><b>【状態】</b></p> <p>1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 2) 大流行は一旦終息している状況。</p>
<p><b>【目的】</b></p> <p>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

**(1) 実施体制**

**(1) - 1 実施体制**

**(1) - 1 - 1 市の体制**

仙台市は、国が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などの小康期の対処方針を公示した場合、状況に応じた体制へ変更する。(危機管理室)

**(1) - 1 - 2 国・県その他の関係機関との協力体制**

- ① 仙台市は、国及び県の実施する対策の把握に努め、状況に応じて各種対策を縮小・中止する。(各局区)
- ② 仙台市は、東北厚生局、仙台検疫所、宮城県、宮城県警察本部、仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会等の新型インフルエンザ等対策に係る機関との情報連絡体制を継続し、状況に応じて縮小・中止する。(危機管理室、市民局、健康福祉局)
- ③ 仙台市は、医療、ライフライン、経済関係機関等への協力体制を継続し、状況に応じて縮小・中止する。(関係局区)

**(1) - 1 - 3 事態推移の記録**

仙台市は、県内感染期に引き続き、事態の推移に関する総括的、統計的記録、各局区における所管業務に関する記録について保存するとともに、これらの記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(各局区)

**(1) - 2 事後対策**

**(1) - 2 - 1 基本的な考え方**



新型インフルエンザ等の流行は、過去の事例を見ると、第二波、第三波の流行が起きる場合が多いことから、第一波の状況を詳細に記録し、実施した対策を検証することが第二波以降への有効な対策の基礎となる。

これらの記録と対策への検証は、他の病原性の高い新感染症への普遍的対策としても有効であることから、各局区において、可能な限り記録の保存を行う。

#### (1) - 2 - 2 対策の事後検証

第一波が終息した後、再来に備え、各種記録や経験から得られた知識等を基に実効性のあ  
る対策を立案し、市行動計画や各種マニュアル等に反映させ、第一波の検証と第二波への対  
策を行うことにより、大規模感染症事案への計画となることを目指す。(各局区)

#### (1) - 3 緊急事態解除宣言時の措置

仙台市は、国が特措法第 32 条 5 項に定める緊急事態解除宣言を行ったときは、遅滞なく  
特措法第 37 条に基づき市対策本部を廃止し、危機管理対策本部もしくは状況に応じた体制  
に移行する。(危機管理室)

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2) - 1 サーベイランス

- ① 仙台市は、県内感染期に引き続き、人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザにつ  
いて、定点医療機関において患者発生の動向の調査を継続し、市内の流行状況について把  
握する。また、一部の定点医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)の  
調査を継続し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、県内感染期に引き続き、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動  
向の調査を継続し、重症化の状況を把握する。(健康福祉局、区役所)
- ③ 仙台市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生  
の把握を強化する。(健康福祉局、子供未来局、教育局)

### (3) 情報提供・共有

#### (3) - 1 情報提供

仙台市は、県内感染期に引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、  
第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係局区)

#### (3) - 2 情報共有

仙台市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方  
向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、  
現場での状況を把握する。(健康福祉局)

(3) - 3 コールセンター等の体制の縮小

- ① 仙台市は、国のコールセンター等の体制縮小の状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。(健康福祉局、区役所)
- ② 仙台市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(健康福祉局)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 予防接種

(4) - 1 - 1 住民接種

仙台市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉局)

(4) - 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。(健康福祉局)

(5) 医療

(5) - 1 医療体制

仙台市は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(健康福祉局)

(5) - 2 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 仙台市は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(健康福祉局)
- ② 仙台市は、国が行う適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針の医療機関に対する周知に協力する。(健康福祉局)

(5) - 3 緊急事態宣言がされている場合の措置

仙台市は、緊急事態宣言がされている場合であっても、状況に応じて、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(各局区)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援

- ① 仙台市は、県内感染期に引き続き、県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者に対する

生活支援、搬送、死亡時の対応等を行うが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（危機管理室、健康福祉局、区役所）

- ② 仙台市は、県内感染期に引き続き、単身赴任者、学生等の単身生活者の生活支援を行うが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（危機管理室、健康福祉局、経済局、区役所、教育局）
- ③ 仙台市は、県内感染期に引き続き、高齢者、障害者、児童等の保護を要する者の生活支援を行うが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（危機管理室、健康福祉局、子供未来局、経済局、区役所、教育局）

#### （６）－２ 遺体の火葬・安置

仙台市は、県内感染期に引き続き、火葬場の稼働時間の延長など火葬場の体制強化を図り、関係団体の協力のもと、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努めるが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（健康福祉局）

#### （６）－３ こころのケア対策

仙台市は、県内感染期に引き続き、こころのケア対策に関する相談窓口を開設し対応するが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（危機管理室、健康福祉局、子供未来局、区役所、教育局）

#### （６）－４ 防犯対策

仙台市は、県内感染期に引き続き、県警との連絡体制強化を図り、防犯協会等地域団体の協力を得て、防犯対策を実施するが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（危機管理室、市民局、区役所）

#### （６）－５ 市民・事業者への要請

- ① 仙台市は、県内感染期に引き続き、ライフラインや公共交通機関の事業者に対し、安定的事業運営の継続に努めるよう要請するが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（危機管理室、総務局、健康福祉局、経済局）
- ② 仙台市は、県内感染期に引き続き、市民及び事業者に対し、生活必需品、燃料等の資源、物資の使用を抑制するよう要請するが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（危機管理室、総務局、健康福祉局）
- ③ 仙台市は、県内感染期に引き続き、市民及び事業者に対し、廃棄物の排出を抑制するよう要請するが、状況に応じて適宜縮小・中止する。（危機管理室、総務局、健康福祉局、環境局）

#### （６）－６ 市民・事業者の支援対策

仙台市は、県内感染期に引き続き、市民及び事業者に対し、新型インフルエンザ等に感染した市民や事業者が受けることのできる貸付等の減免等の支援対策についてとりまとめ、周知を行う。（危機管理室、総務局、健康福祉局、子供未来局、経済局、区役所、教育局）

(6) - 7 緊急事態宣言がされている場合の措置

仙台市は、国・県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(各局区)

## IV. 別添



## IV. 別添

## IV-1. 国内外で人へ鳥インフルエンザの感染が確認された場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られていることから、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、新型インフルエンザ等対策と一体的に実施する。

## (1) 実施体制

## (1) - 1 実施体制

- ① 仙台市は、発生状況に応じた危機管理レベルを設定し、以下のいずれかの体制により対策等を実施する。（危機管理室、健康福祉局、経済局、関係局区）

## &lt;仙台市における鳥インフルエンザ発生時の実施体制&gt;

危機管理レベル	発生の状況	実施体制
0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥インフルエンザの発生が報告されていない場合</li> <li>○国外において家きん等へ鳥インフルエンザの感染等が報告されているが、我が国への感染拡大のおそれが低い場合</li> <li>○国外において人へ鳥インフルエンザの感染等が確認されたが、感染が限定的である場合</li> </ul>	平常 ※各局等における対応(危機対策本部等の所管外)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内において家きん、野鳥等へ鳥インフルエンザの感染等が確認された場合</li> <li>○国内において人へ鳥インフルエンザの感染等が確認された場合</li> <li>○近隣の県において人へ鳥インフルエンザの感染等が確認されたが、感染が限定的である場合</li> </ul>	情報連絡体制の強化 警戒体制
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣の県において家きん、野鳥等へ鳥インフルエンザの感染等が確認された場合</li> <li>○県内において家きん、野鳥等へ鳥インフルエンザの感染等が確認されたが、仙台市への影響が限定的である場合</li> <li>○県内及び市内において、人へ鳥インフルエンザの感染等が確認されたが、感染が限定的である場合</li> </ul>	危機警戒本部
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内において家きん、野鳥等へ鳥インフルエンザの感染等が確認された場合</li> <li>○県内において家きん、野鳥等へ鳥インフルエンザの感染等が確認され、仙台市への影響が大きいと判断された場合</li> <li>○市内において、人へ鳥インフルエンザの感染等が確認され、感染拡大のおそれがある場合</li> </ul>	危機対策本部

#### IV. 別添

- ② 仙台市は、国内において人への鳥インフルエンザの感染等が確認された場合は、速やかに危機管理連絡会議等を開催し、庁内における情報の集約・共有等を行う。(関係局区)

##### (1) - 2 関係機関等との連携

仙台市は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、その対応等について、県や関係機関との情報交換に努める。(危機管理室、健康福祉局、経済局)

##### (1) - 3 事態推移の記録

仙台市は、事態の推移に関する総括的、統計的記録、各局区における所管業務に関する記録について保存するとともに、これらの記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(各局区)

##### (1) - 4 対策の事後検証

第一波が終息した後、再来に備え、各種記録や経験から得られた知識等を基に実効性のある対策を立案し、市行動計画や各種マニュアル等に反映させ、第一波の検証と第二波への対策を行うことにより、大規模感染症事案への計画となることを目指す。(各局区)

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### (2) - 1 サーベイランス

仙台市は、国が医師から鳥インフルエンザに罹患した患者の発生届出があった場合には、感染症法に基づき国への患者由来検体の送付、積極的疫学調査その他必要な調査を実施する。(健康福祉局、区役所)

##### (2) - 2 情報収集

仙台市は、国内外の情報を収集し、関係部局で共有する。(危機管理室、健康福祉局、経済局)

#### (3) 情報提供・共有

##### (3) - 1 国外で確認された場合

仙台市は、海外における人への新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスの感染確認やWHOからの人への鳥インフルエンザの感染に関する情報、国の対応状況等について、国から情報提供があった場合は、必要に応じて、市民に情報提供を行う。(危機管理室、総務局、健康福祉局、経済局)

##### (3) - 2 国内で確認された場合

仙台市は、国内において人が鳥インフルエンザウイルスに感染し発症が確認された場合、



発生状況や対策について、市民に積極的な情報提供を行う。（危機管理室、総務局、健康福祉局、経済局）

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4) - 1 在外邦人への情報提供

仙台市は、国が実施する在外邦人への情報提供について、必要に応じ協力する。（危機管理室、総務局、健康福祉局）

##### (4) - 2 人へのインフルエンザ感染対策

###### (4) - 2 - 1 水際対策

仙台市は、国が実施する水際対策について、必要に応じ協力する。（健康福祉局、区役所）

###### (4) - 2 - 2 疫学調査、感染対策

- ① 仙台市は、国・県と連携し、疫学、臨床等の専門チームによる積極的疫学調査を実施する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、県を通じた国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（健康福祉局、区役所）

###### (4) - 2 - 3 家きん等への防疫対策

- ① 仙台市は、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防する必要ため、国が実施する対策に必要な応じて協力する。（健康福祉局、経済局）
- ② 仙台市は、市内において、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、県が行う防疫措置に協力する。（危機管理室、総務局、健康福祉局、経済局）
- ③ 仙台市は、市内において、家きんや死亡野鳥が関わる鳥インフルエンザが発生した場合には、別に定める計画等により対応する。（危機管理室、総務局、健康福祉局、経済局、関係局区）

#### (5) 医療

##### (5) - 1 国内外で確認された場合

仙台市は、人が新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスに感染するなど、WHO が情報発信を行う人への鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合、国からの要請により以下の対策を実施する。

- ① 医療機関に鳥インフルエンザの患者及び疑似患者を診察した際の対応と院内感染防止対策その他必要な情報を周知する。（健康福祉局）

#### IV. 別添

② 市内において、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）が確認された場合、当該有症状者の情報を国に提供するとともに、医療機関等への周知を行う。なお、当該有症状者の鳥インフルエンザウイルスへの感染が確認された場合には、次の措置等を行う。（健康福祉局）

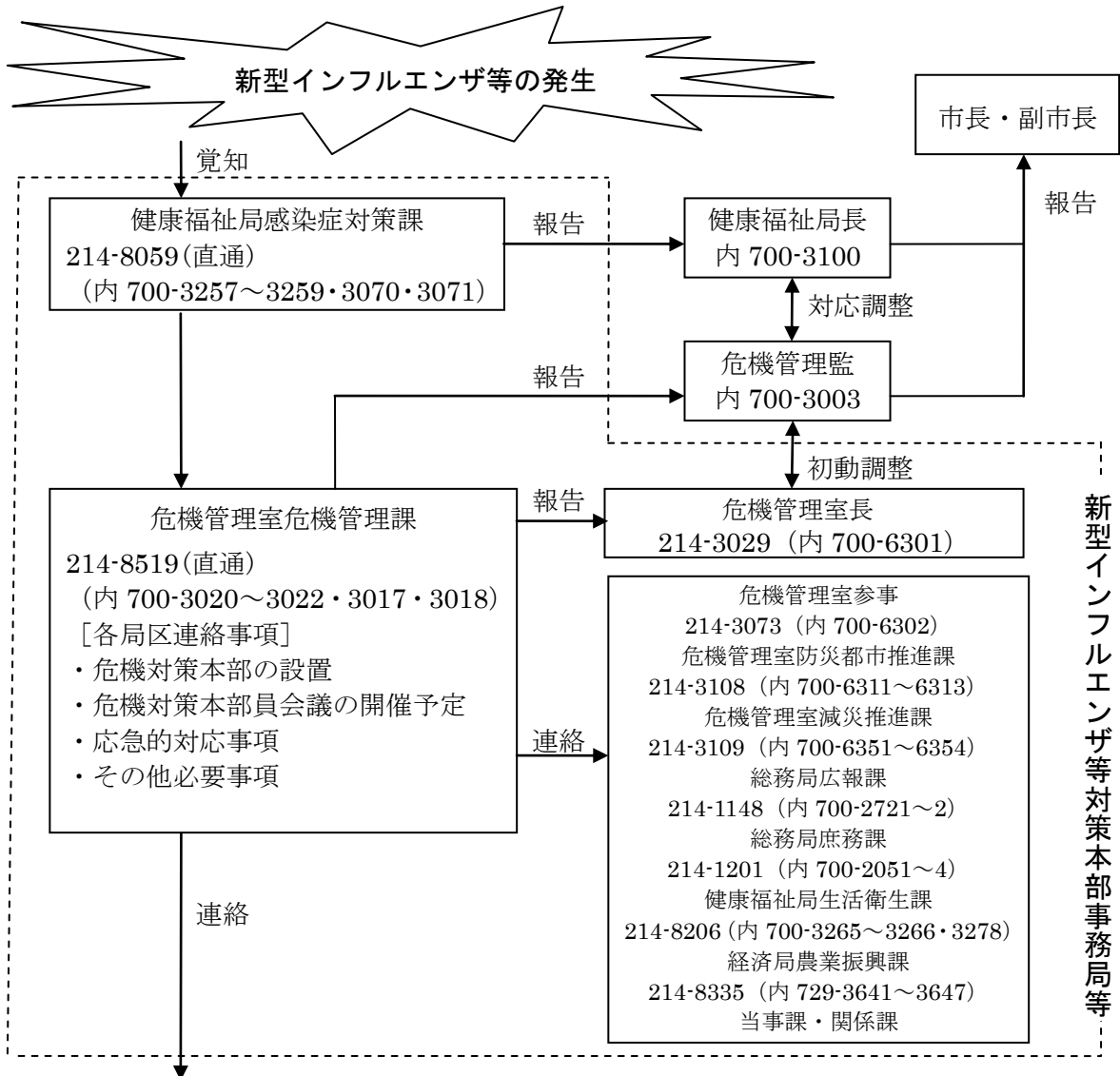
ア 国の助言を受け、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、感染が確定診断された場合は、適切な感染対策を講じた上で抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

イ 仙台市衛生研究所において亜型検査、遺伝子解析等を実施し、必要に応じ検体を国立感染症研究所へ送付する。

ウ 鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき入院その他の必要な措置を実施する。

IV-2. 新型インフルエンザ等発生時の初動連絡フロー（参考）

新型インフルエンザ等が発生した場合の初動対応フローは、原則として下記のとおりとする。



- まちなみ政策局政策調整課 214-1244(内 700-2111~3)
- 復興事業局震災復興室 214-1266(内 700-2611~2614) 財政局財政課 214-8111(内 700-2311~4)
- 市民局区政課 214-6125(内 700-2711~3) 健康福祉局総務課 214-8184(内 700-3111~5)
- 子供未来局総務課 214-8201(内 735-3281~3) 環境局総務課 214-8214(内 735-3411~4)
- 経済局経済企画課 214-8255(内 700-3511~2) 都市整備局総務課 214-8286(内 700-3651~3)
- 建設局総務課 214-8366(内 700-4111~2) 議会事務局庶務課 214-6164(内 700-4611~4)
- 青葉区区民生活課 225-7211(内 701-6141~4) 宮城野区区民生活課 291-2111(内 702-6141~3)
- 若林区区民生活課 282-1111(内 703-6141~3) 太白区区民生活課 247-1111(内 704-6141~3)
- 泉区区民生活課 372-3111(内 705-6141~3) 会計室会計課 214-4432(内 700-2071~2)
- 消防局総務課 234-1111(内 780-2110~5) 教育局総務課 214-8856(内 725-4311~2)
- 水道局総務課 304-0007(内 740-2111~4) 交通局総務課 712-8300(内 750-2204~6)
- ガス局総務課 292-7712(内 760-2111~3) 市立病院総務課 266-7111(内 731-2111~3)

IV-3. 用語解説（アイウエオ順）※「政府行動計画」より

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

【特定感染症指定医療機関】

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定した病院。

【第一種感染症指定医療機関】

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

【第二種感染症指定医療機関】

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

【結核指定医療機関】

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の实情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

#### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

#### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

#### ○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

#### ○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

#### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイ

#### IV. 別添

ルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

#### ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病かかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

#### ○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長時間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告

されている。

#### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

#### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

#### ○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

#### IV. 別添





仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 11 月作成

仙台市危機管理室危機管理課

電話 022-214-8519